

農地バンク

変わる

ってよ!!!?

ココが変わるよ農地バンク

令和元年
11月1日
から!!

申請手続を**簡素化**して使いやすく！

毎年の利用状況報告が**廃止**に！

機構集積協力金事業の要件が**緩和**！

詳しくは下記までお問合せください。
青森県農地中間管理機構（農地バンク）

Tel:017-773-3131

 **青森県**
農林水産部構造政策課

申請手続の簡素化(令和元年11月1日から)

1 権利設定一括方式の創設

青森県農地中間管理機構(農地バンク)が農地を借入れ・転貸する際、権利設定を一括して行うことができる仕組み(一括方式)になります。

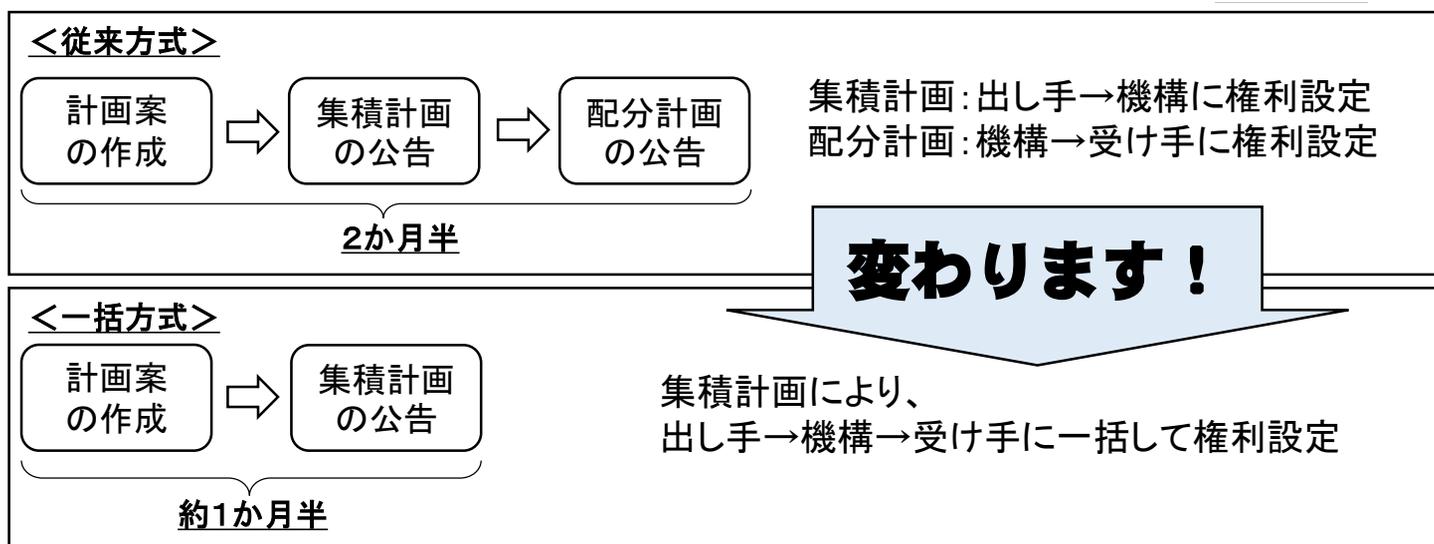
これにより、計画案の作成から認可までの期間が約1か月半となり、従来方式のおおむね半分に短縮されます。

2 配分計画の縦覧廃止

これまで県が実施してきた配分計画の縦覧は廃止され、貸し出される農地の所在及び貸借期間を、機構がホームページで公表し、毎月1日頃(月によって前後する)から1週間、利害関係人からの意見聴取を行います。

※利害関係人とは、機構が実施する借受公募に応募した者のうち、配分計画に定める農地のある地区(大字、集落)に借受希望を示した者を指します。

機構ホームページアドレス:<http://www.aoimori-norin.jp/>



利用状況報告の廃止(令和元年11月1日から)

受け手の負担を軽減する観点から、毎年機構に提出していた「農用地等の利用状況の報告」が廃止となります。

機構集積協力金交付事業の要件緩和(平成31年4月1日から)

機構集積協力金のうち地域集積協力金(集積・集約化タイプ)では、中山間地域の要件が平地の1/5に緩和されています。

※事業採択となる機構活用率が、中山間地域は4%超、一般地域は20%超